

アクセシブルデザイン(包装の取扱い及び操作性)に関する JIS 制定

—より多くの人々が使いやすい包装を目指して—

2021年6月21日

加齢や身体的な障害などによって身体能力が低下した方々は、加工食品や日用品などの包装(洗剤のプラスチック容器やティッシュペーパーの紙箱等)を取り扱う際に、握る、持ち上げる、持ち運ぶ、つかむなどの動作が困難なことがあります。そこで、包装の取扱い及び操作のしやすさを高めるため、アクセシブルデザイン^{注1}を考慮した包装の取扱い及び操作性に関する JIS を制定しました(JIS S0021-4)。

本 JIS の制定により、高齢者及び障害のある人を含む多くの消費者にとって使いやすい包装の提供が促進され、利用者の利便性が向上することが期待されます。

注1:機能に制限のある人々のニーズに合わせ、製品やサービスの性能を拡張することによって、利用できる顧客数を増やそうとする設計思想

1. JIS 制定の目的

加工食品や日用品などの包装は、高齢者及び障害のある人々を含めた幅広い人々が使いやすいように改善されてきました。しかしながら、加齢や身体的な障害などにより身体能力が低下し、握る、持ち上げる、持ち運ぶ、つかむなどの動作が難しい方々には、包装を取り扱う際に困難を伴うことがあり、そのことが、日常生活の負担となっている場合があります。このような状況を踏まえ、包装の取扱い及び操作のしやすさを高めることを目的とし、アクセシブルデザインを考慮した包装の取扱い及び操作性に関する JIS を制定しました。

既に包装におけるアクセシブルデザインについては、対応する ISO 規格と整合させる形で、これまで3つの JIS^{注2}を制定しており、今回で4つめとなる包装の取扱い及び操作性に関する JIS の制定により包装のアクセシブルデザインに係る一連の規格開発が完結します。

注2:既に制定されている包装におけるアクセシブルデザインの規格番号及び名称は次の通りです。

- 1.JIS S0021-1 (包装 - アクセシブルデザイン - 第一部:一般要求事項)
- 2.JIS S0021-2 (包装 - アクセシブルデザイン - 開封性)
- 3.JIS S0021-3 (包装 - アクセシブルデザイン - 情報及び表示)

2. JIS 制定の主なポイント

本 JIS では、包装の取扱い及び操作性について、アクセシブルデザインの観点から規定していません。主なポイントは次のとおりです。

JIS の対象

加工食品や日用品など、消費者が日常的に使用する包装を対象とします。(安全性が法的に規制されている医薬品や危険物に用いる包装と、直接一般の消費者が触れることのない貨物輸送用の包装は対象となりません)。

包装に対する要求事項

- ・ 高齢者及び障害のある人々にとって、包装の取扱い及び操作に困難が生じる場面として、持ち運び、開封、再封かん、計量、内容物の取出し、製品の保管及び包装物の廃棄のしやすさに関する、包装設計上、満たすべき事項を示します。
- ・ 包装を取扱い又は操作する際の誤使用、誤操作を起こさないような設計指針を示します。
- ・ 考案した包装の評価方法を示しています。実際に評価を行うの際には、計測機器による評価のみならず、実際の使用者（消費者）による評価を推奨しています。

【参考】取扱い及び操作性に留意した事例（一部）



図1 持ちやすい容器に取り付けられた取っ手の例 図2 握りやすいスクリューキャップの縦方向の溝の例

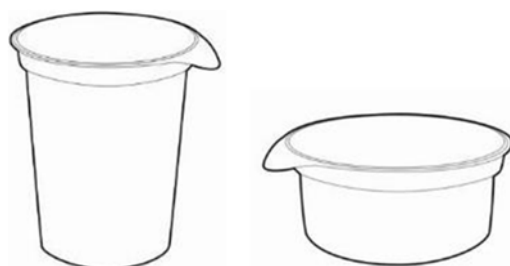


図3 開けやすい大きなつまみ付き容器の例

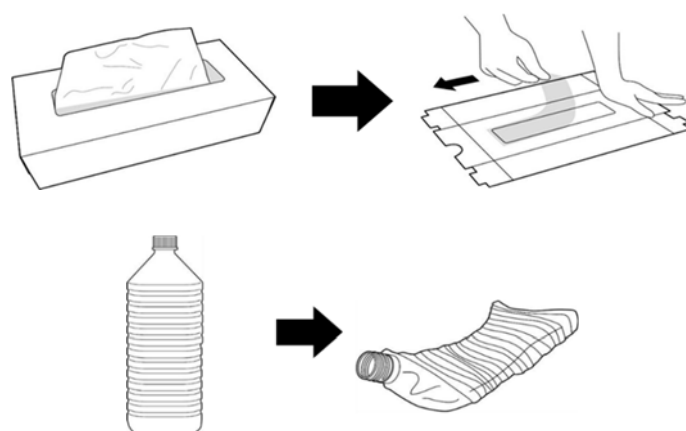


図4 折りたたみやすくした紙箱及び押しつぶしやすくしたプラスチック容器の例

3. 期待される効果

本 JIS の制定により、包装の設計における取扱い及び操作性について配慮すべき事項が明確になり、高齢者及び障害のある人を含む多くの消費者にとって使いやすい包装の提供が促進され、利用者の利便性が向上することが期待されます。

日本産業標準調査会（JISC）の HP（<https://www.jisc.go.jp/>）から、「S0021-4」で JIS 検索すると本文を閲覧できます。

【担当】

経済産業省 産業技術環境局 国際標準課（e-mail: s-kijun-ISO@meti.go.jp、03-3501-9277）

（課長）黒田 （担当）大山、小松、葛本